

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成21年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに交付される住民基本台帳カードの交付手数料を無料とし、カードの普及を図るため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、なぜ2年間だけ無料とするのかとの質疑がなされ、市民課長からは、総務省から住民基本台帳カードの普及を図るため、平成20年4月から平成23年3月までの3年間、住基カードの交付手数料を無料とする場合、1枚当たり1,000円の交付税措置を1,500円とするの通知があった。無料化してもカードを多機能化させないと普及しないと思われることから、昨年からさまざまなことを検討してきたが、今回の制度を活用して今後2年間は無料とし、その間に多機能化の検討を進めたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、2年間無料とした後の交付税措置は、現在と同じ1枚当たり1,000円となるのか。市で1枚当たり500円を持ち出せばずっと無料とできるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、23年度以降も1枚当たり1,000円の交付税措置は変わらないと思う。市で500円分を負担するのは財政的に難しいと思うが、500円払ってもメリットがあるような機能を付加することを2年間で検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、県内で20年度から無料としている市町村はあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、20年度から無料としているのは東根市と白鷹町だけである。置賜地域では、川西町と小国町も21年度から無料とする計画となっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本市と近隣市町の住基カードの発行枚数は何枚かとの質疑がなされ、市民課長からは、2月末現在で、本市が413枚、米沢市が1,504枚、南陽市が312枚、高畠町が157枚、川西町が135枚、白鷹町が125枚、飯豊町が169枚、小国町が58枚となっているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、住基カードを持っていることでメリットがないと普及しないと思われるが、何か検討しているかとの質疑がなされ、

市民課長からは、交付手数料の無料化だけでは住基カードの普及にはつながらないことから、企画調整課に住基カードの多機能化の検討をお願いしている。

多機能化の例として、印鑑登録証や図書館カード、あやめ公園の入場券のかわりなどが考えられるが、手数料を払ってもメリットがあるカードとなるように検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、重度心身障がい者医療について、65歳以上は後期高齢者医療保険に加入していることが適用条件であったが、社会保険や国民健康保険の加入者にも適用されるように改正するとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、第4段階の市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の方で所得金額が80万円を超える方の保険料5万1,500円が第4期の長井市介護保険料の基準額となり、第3期の保険料の基準額5万1,300円と比較し0.4%の引き上げとなる。保険料の改定に当たっては、低所得者に配慮し、負担能力に応じたきめ細やかな保険料とするため8段階9区分で設定したとの説明を受けたところであ

ります。

質疑に入り、委員からは、酒田市がまだわからないが、現在のところでは保険料が県内で一番高くなるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、鶴岡市に次いで2番目に高い保険料となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本市では第1段階と第2段階の保険料額は基準額に対して0.5と同じ割合となっているが、県内で第1段階の保険料額の基準額に対する割合を0.5より低い割合に設定しているところはあるかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、酒田市と高島町が0.4と設定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第1段階の基準額に対する割合を低くし、他の段階の基準額に対する割合を高くするような検討は行ったかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、第1段階の方はほとんど生活保護世帯であり、保険料が公費負担で賄われることから、そのような検討はしな

+

かったとの答弁を受けたところであります。さらに、委員からは、生活保護を受けている人は介護保険料が免除されているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、被保護者に対して介護保険料相当分を含めて扶助費を支給しており、その中から保険料を納めてもらっているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第18、議案第29号 長井市手

数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第18、議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第34号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成21年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月16日、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、組織の見直し、地方自治法の一部改正及び地区の再編に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、行財政改革の一環として組織を見直すとのことであるが、どのようなメリット、効果を期待しているのかとの質疑がなされ、水道事業所長からは、今までは給水設備工事が終了すれば水道事業所で検査をし、排水設備工事が終了すれば建設課で検査をしていたが、今後は給水設備工事、排水設備工事の検査を同時にすることができ、市民の負担も軽減できる。給配水管工事と下水道工事の連携をこれまで以上に密にできる。料金の未納対策においても、これまで以上に協力して取り組んでいけるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、統合した場合の事務所はどこになるのか。また、それぞれの事業の会計についてはどのように取り扱うのかとの質疑がなされ、水道事業所長からは、事務所は現在の水道事業所になる。会計については従来どおり、水道事業は公営企業法適用、下水道事業及び農